

美濃加茂市新庁舎整備基本計画（案）

5. 施設計画

5-1. 計画地における庁舎の配置計画

バス・自動車動線及び歩行者動線を踏まえて、計画地に考えられる庁舎の配置について検討します。

美濃太田駅にほぼ隣接した敷地での計画であるため、周辺の環境要素である駅、周辺道路、広場に着眼して配置を計画する必要があるため、大きく以下の2パターンの配置が想定されます。

A案：新庁舎の南側ににぎわい機能と広場を配置

B案：新庁舎の北側ににぎわい機能と広場を配置

また、ここでは、「にぎわい機能」を下記のとおり定義し、庁舎の計画に含めることとします。

■「にぎわい機能」・・・

新庁舎が美濃太田駅に隣接して整備されることにより、庁舎が駅の北側の商業エリアや南側の太田宿や文化公園施設等へ人々が出かけていく拠点となることが期待されます。そこで、新庁舎には庁舎機能にとどまらず、広場と一体となって市民や来訪者が集い、交流したり、サービスを受けたりすることができる機能を計画します。

そしてこのような、様々な新庁舎内外にわたる活動により「にぎわい」を創出し波及させ、周辺のまちを活性化することでまちづくりの一助となる機能を「にぎわい機能」とします。

■広場と一体となる「にぎわい機能」

I：市民サービスを提供する機能

(貸会議室、カフェ、ショップ、情報ステーション、キッズスペース 等)

II：空間としての機能

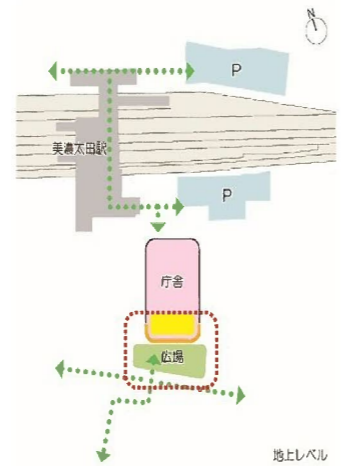
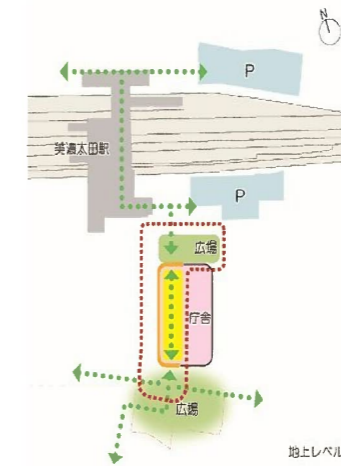
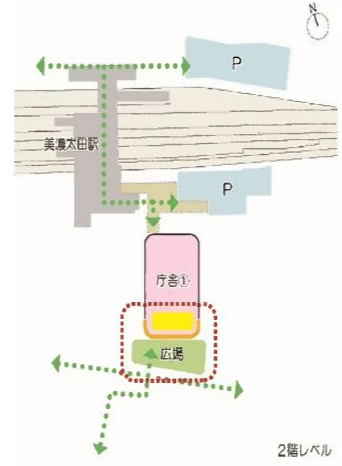
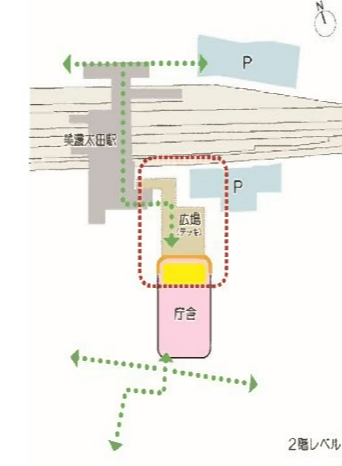
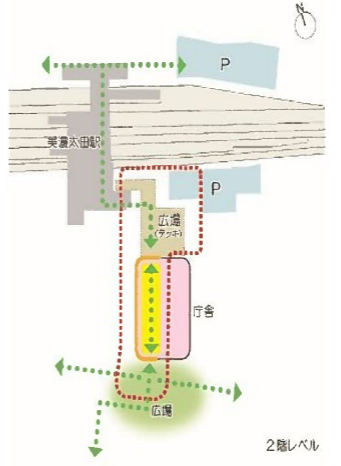
(人のたまり・憩い・交流を生むイベント広場) ⇒庁舎のナカまたはソト

III：見せる機能

(広場や駅、道路からの見え方、庁舎に入りやすいオープンな外観 等)

A案、B案、C案の特徴をまとめると以下のとおりです。駅や周辺のまちづくりの視点からC案の配置計画が相応しいといえます。

庁舎への駅北を含むアクセスや避難等に配慮した場合、駅コンコースからペデストリアンデッキを経て2階レベルでアクセスも可能なC-2案を配置計画の基本方針とします。

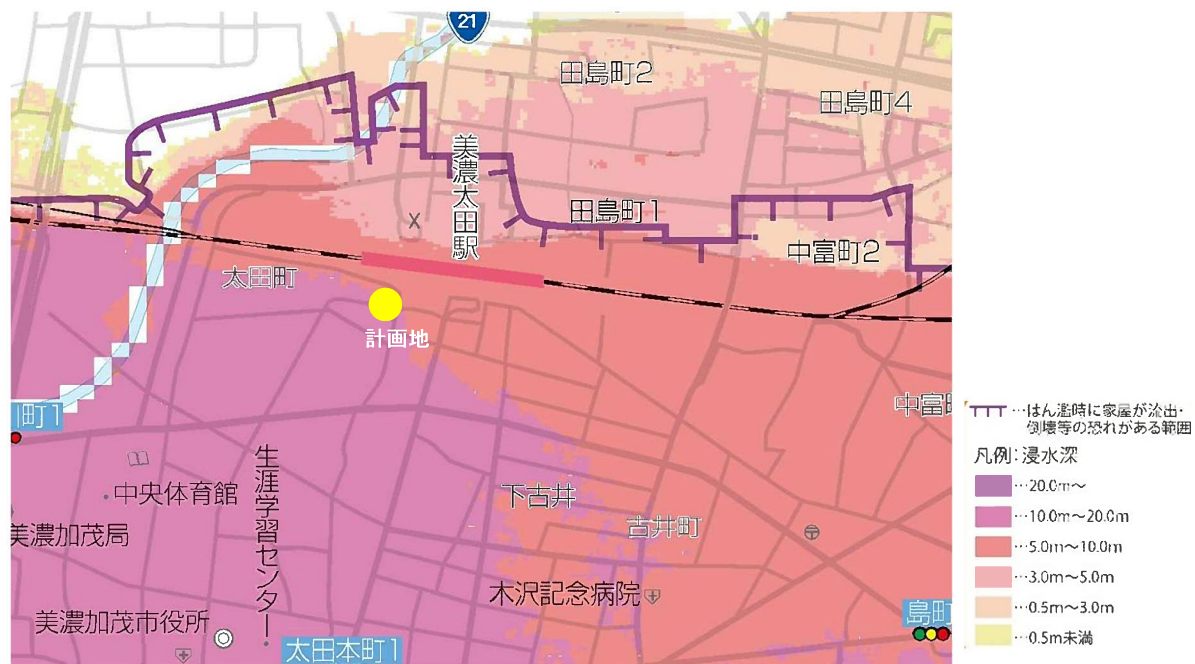
	A案		B案		C案	
	A-1案		B-1案		C-1案	
配置計画						
駅との関係性	圧迫感がある	△	駅への顔づくりが可能	○	駅への顔づくりが可能	○
にぎわいの創出	駅前からの動線を阻害	△	駅南との関係が希薄	△	周辺をつなぐ計画が可能	○
市民利用スペースへの配慮	計画地内のみ確保可能	○	計画地内のみ確保可能	○	計画地内のみ確保可能	○
駅前広場・ロータリーの確保	広場・ロータリーの再計画	△	ロータリーの再計画	△	ロータリーの再計画	△
駅北エリアからのアクセス	上下移動が多いアクセス	△	上下移動が多いアクセス	△	上下移動が多いアクセス	△
	A-2案		B-2案		C-2案	
						
駅との関係性	圧迫感がある	△	駅への顔づくりが可能	○	駅への顔づくりが可能	○
にぎわいの創出	駅前からの動線を阻害	△	駅南との関係が希薄	△	周辺をつなぐ計画が可能	○
市民利用スペースへの配慮	計画地内のみ確保可能	○	デッキ上に確保可能	○	デッキ上に確保可能	○
駅前広場・ロータリーの確保	広場・ロータリーの再計画	△	既存ロータリーを利用可能	○	既存ロータリーを利用可能	○
駅北エリアからのアクセス	上下移動が少ないアクセス	○	上下移動が少ないアクセス	○	上下移動が少ないアクセス	○

5-4. 災害時に配慮した庁舎計画

国土交通省「官庁施設の基本的性能基準」のうち、「対浸水に関する性能」では、河川氾濫等の水害に対して、人命の安全確保に加え、災害応急対策活動等に必要な機能の維持、又は財産・情報の損傷等の防止が図られる性能の水準を定めています。

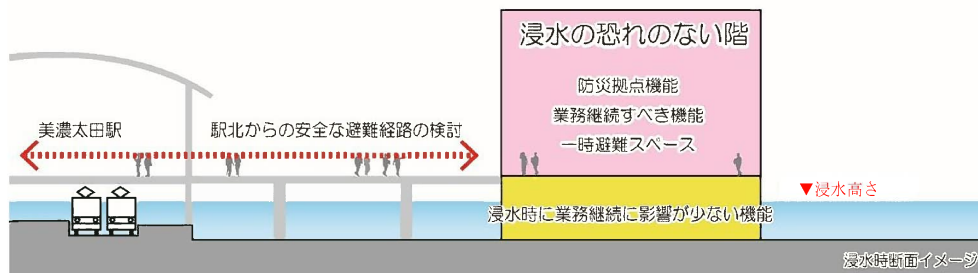
美濃加茂市庁舎においても、防災拠点機能の維持及び、分散庁舎の仮執務スペース等の確保、市民の一時避難場所としても機能する必要があります。

木曽川浸水想定区域図より最大規模の災害が発生した時、庁舎の計画予定地である美濃太田駅周辺は浸水の恐れがあります。



木曽川浸水想定区域図（最大規模）のハザードマップ

防災拠点機能及び業務継続に必要な機能、市民の一時避難スペースとなる機能は、浸水の恐れのない高さに設置を検討します。また駅北からの災害時の安全な避難等に配慮し、ペDESTリアンデッキ等により動線を確保することを検討します。



<浸水時の庁舎断面イメージ>

また、庁舎は、非常時・災害時に素早い対応と情報発信等が求められます。現庁舎にもある防災無線室及び災害対策本部室に活用できる大会議室等を設置します。

また、周辺に分散している庁舎施設も浸水の恐れがあります。そのため、分散庁舎浸水を想定し、会議室等を仮執務スペースとして活用できる設備を整備します。



災害対策本部室イメージ（半田市役所）

5-5. 新庁舎及び駅周辺の配置計画

「現代版太田宿」としてにぎわいの創出に寄与し、防災拠点として機能する災害に強い庁舎を実現するゾーニング計画とします。

「現代版太田宿」を実現する庁舎ゾーニング

「メインストリートに面して駅から市街地をつなぐにぎわいを創出する庁舎」

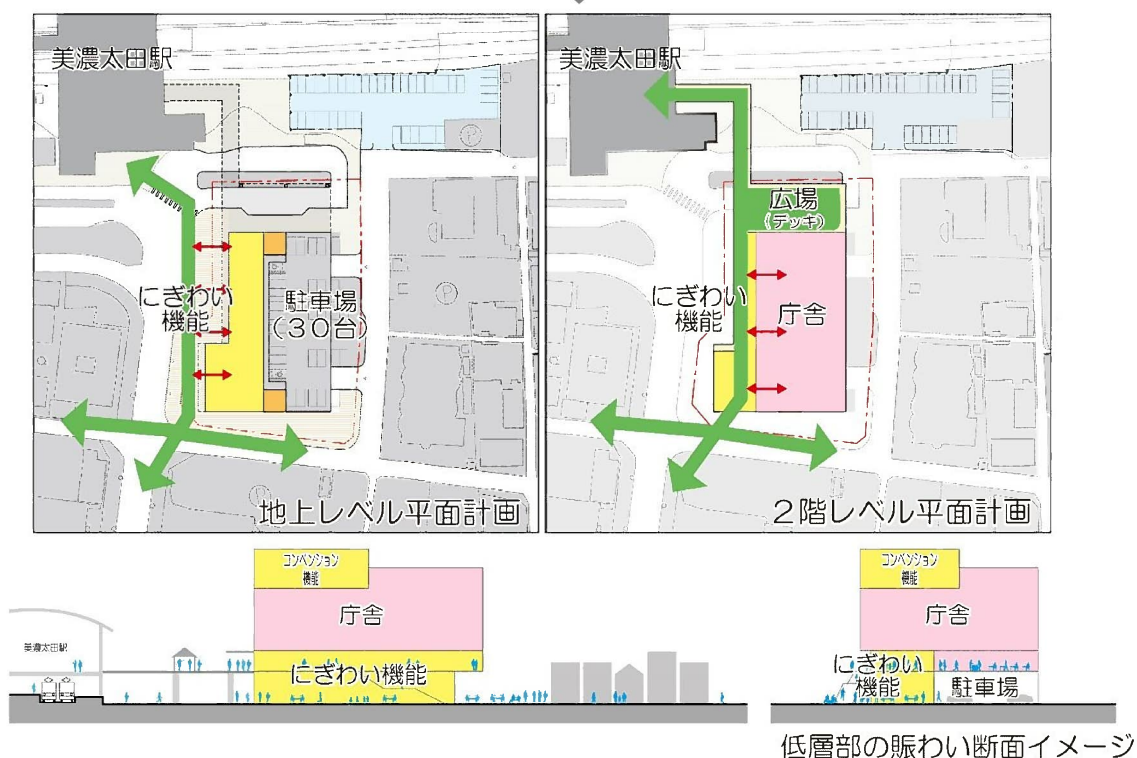
美濃太田駅から木曽川まで続くメインストリートに対し、にぎわいが駅前から市街地に向かって広がっていくように敷地内の西側に南北に長く市民が利用する広場や店舗等をゾーニングする計画とします。



災害に強い庁舎ゾーニング

「浸水を想定した庁舎機能・避難スペースの配置に配慮した庁舎」

庁舎機能及び市民避難スペースを地上レベルに設置することを避け、駅北からの安全な避難に配慮し、ペDESTリアンデッキにより空中レベルでのアクセスが可能な断面計画とします。コンベンションホールは市民の避難スペースとしての活用します。庁舎窓口機能を優先的に低層階に設置し、コンベンションホールは、最上階に設置します。



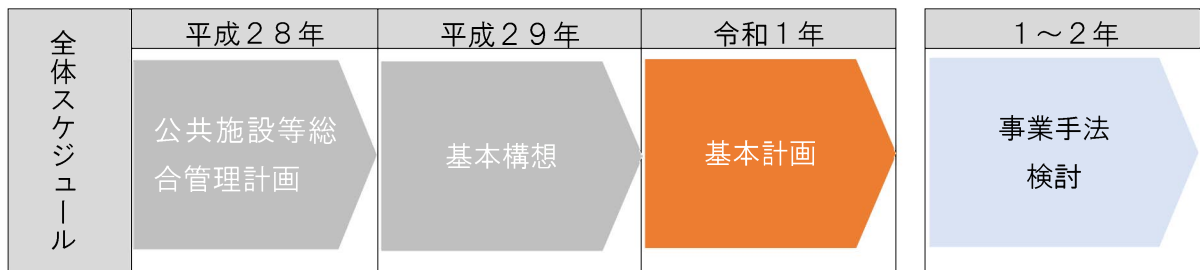
庁舎機能	約 7,000~7,100 ㎡	コンベンション機能	約 1,000~1,500 ㎡
にぎわい機能	約 1,000~1,500 ㎡	駐車場 (30台)	約 900 ㎡
合計			約 10,000~11,000 ㎡
駐輪場			90台

5-6. 事業スケジュール

新庁舎整備事業の基本的なスケジュールは以下のとおりです。事業手法の検討や関係機関との調整、周辺環境整備等、様々な要因によるスケジュール調整を継続して実施していきます。

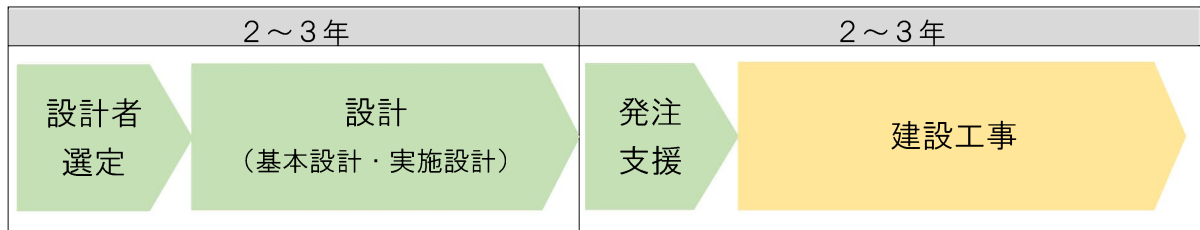


基本設計以降のスケジュールは以下のとおり想定できます。事業手法の検討や関係機関との調整、周辺の整備等、様々な要因によって設計期間や開業準備期間を含めたスケジュー

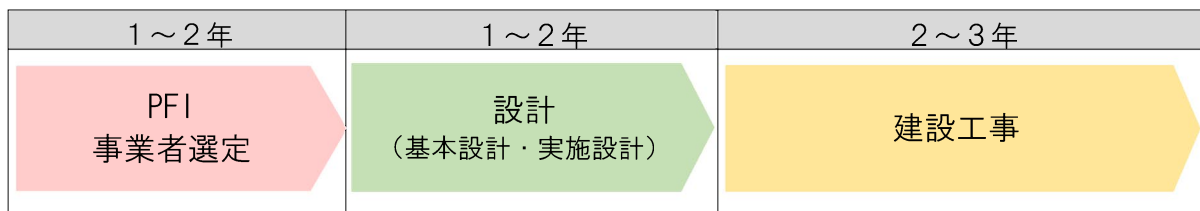


ール調整を今後も行っていきます。

■従来方式



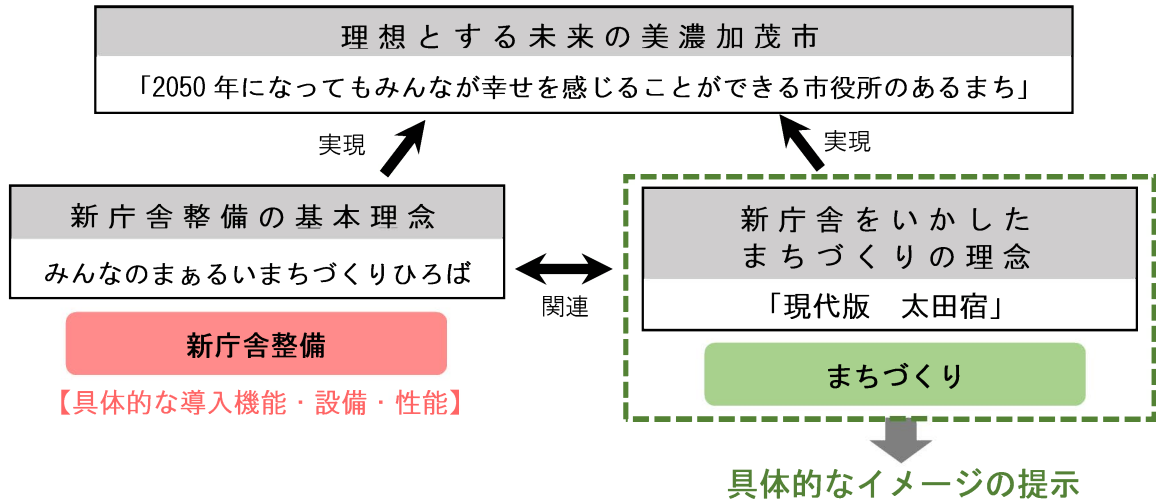
■PFI等方式



6. 新庁舎からはじまる新しいまちづくり

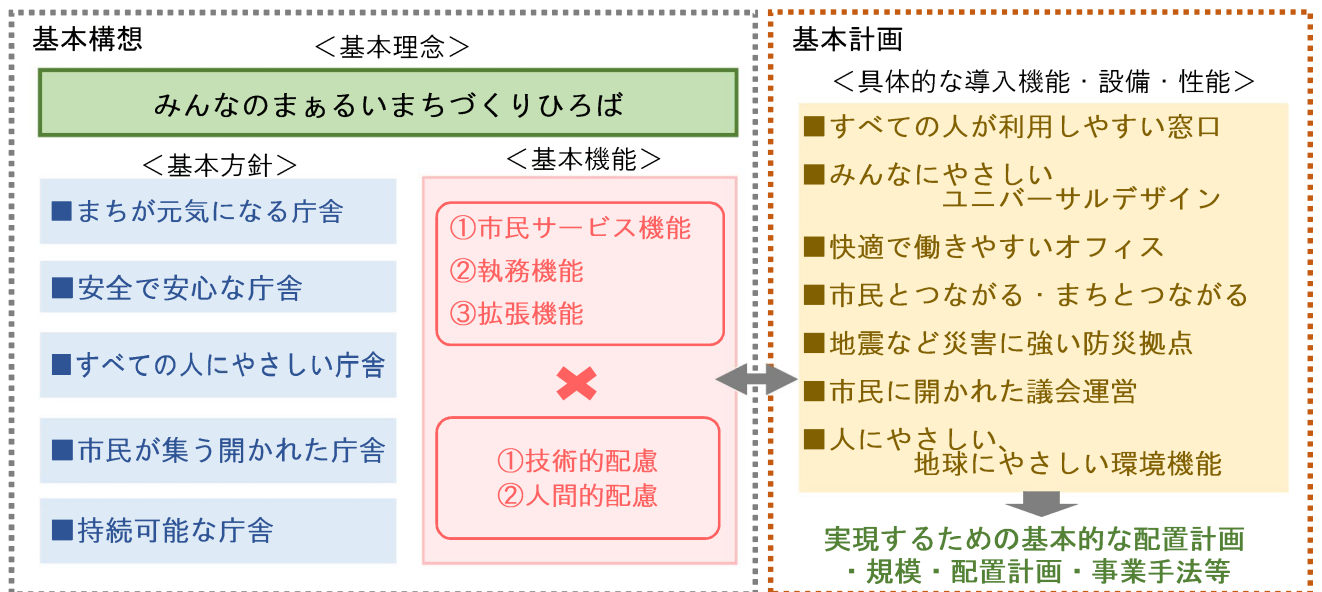
6-1. 新庁舎整備基本構想における位置づけ

基本構想では、「理想とする未来の美濃加茂市」である「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる市役所のあるまち」の実現に向けて、以下の基本理念の関係図を示しています。



前章までの新庁舎の具体的な導入すべき「機能・設備・性能」の検討及び配置計画を経て、基本構想の「市民が主人公となって日常を豊かに過ごすことのできるまちづくり」や「美濃加茂市を訪れる人々が魅力を感じるまちづくり」を行う拠点として

新庁舎の基本理念「みんなのまあるいまちづくりひろば」の実現へ
近づくことができると考えます。



6-2. 「現代版 太田宿」の実現に向けて

新庁舎を活かしたまちづくりの理念を「現代版 太田宿」としており、具体的なイメージの検討を行う必要があります。

今後のまちづくりに対して、国土交通省では「コンパクト・プラス・ネットワーク等の都市再生の取り組みをさらに進化させ、官民のパブリック空間をウォークブルな人中心の空間へ転換し、民間投資と共鳴しながら『居心地が良く歩きたくなるまちなか』を形成する必要」があるとしています。

また、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」を以下の要素で構成されるものと定義しており、美濃加茂市の「みんなのまあるいまちづくりひろば」と「現代版 太田宿」を実現し、「2050年になってもみんなが幸せを感じることができる市役所のあるまち」の創造にも繋がるものと考えられます。

居心地が良く歩きたくなるまちなか

Walkable	歩きたくなる	居心地が良い、人中心の空間を創ると、まちに出かけたくなる、歩きたくなる。
Eye level	まちに開かれた1階	歩行者目線の1階部分等に店舗やラボがあり、ガラス張りで中が見えると、人は歩いて楽しくなる。
Diversity	多様な人の多様な用途・使い方	多様な人々の多様な交流は、空間の多様な用途、使い方の共存から生まれる。
Open	開かれた空間が心地よい	歩道や公園に、芝生やカフェ、椅子があると、そこに居たくなる、留まりたくなる。

出典：国土交通省

「都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会」中間とりまとめ（令和元年6月）
（国土交通省では、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」からはじまる都市の再生を目指し、都市経済・社会の「多様性」の促進や、これら多様性の集積・交流を通じた「イノベーション」の創出など、付加価値を創出する都市のあり方について検討を行うために懇談会を開催しています）

市役所とその周辺が、「歩きたくなるまちなか」になるということは、市役所への用事の有無にかかわらず、グラウンドレベルでの人々の交流機会が増加し、日常の暮らしと都市が強い関係性を築くことでもあると考えられます。

また、庁舎が「まちに開かれること」によって「多様な人の多様な使い方」が建物のナカに留まらず、1階からまちににじみ出るように、ソトへ広がります。

新庁舎をきっかけにまちににぎわいが生まれ、「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の実現のために、新庁舎整備事業では以下のような工夫を検討しています。

● **Walkable / Open / Eye level**

庁舎の建物とその外を分断させないために、1階のカフェなどのにぎわい機能と歩道が一体的に活用できるような平面計画や歩道空間の整備

● **Walkable**

駅・商店街からの動線を意識した建物の配置・断面計画

● **Eye level / Open**

庁舎の外からも入りやすい景観・建物デザイン

● **Diversity**

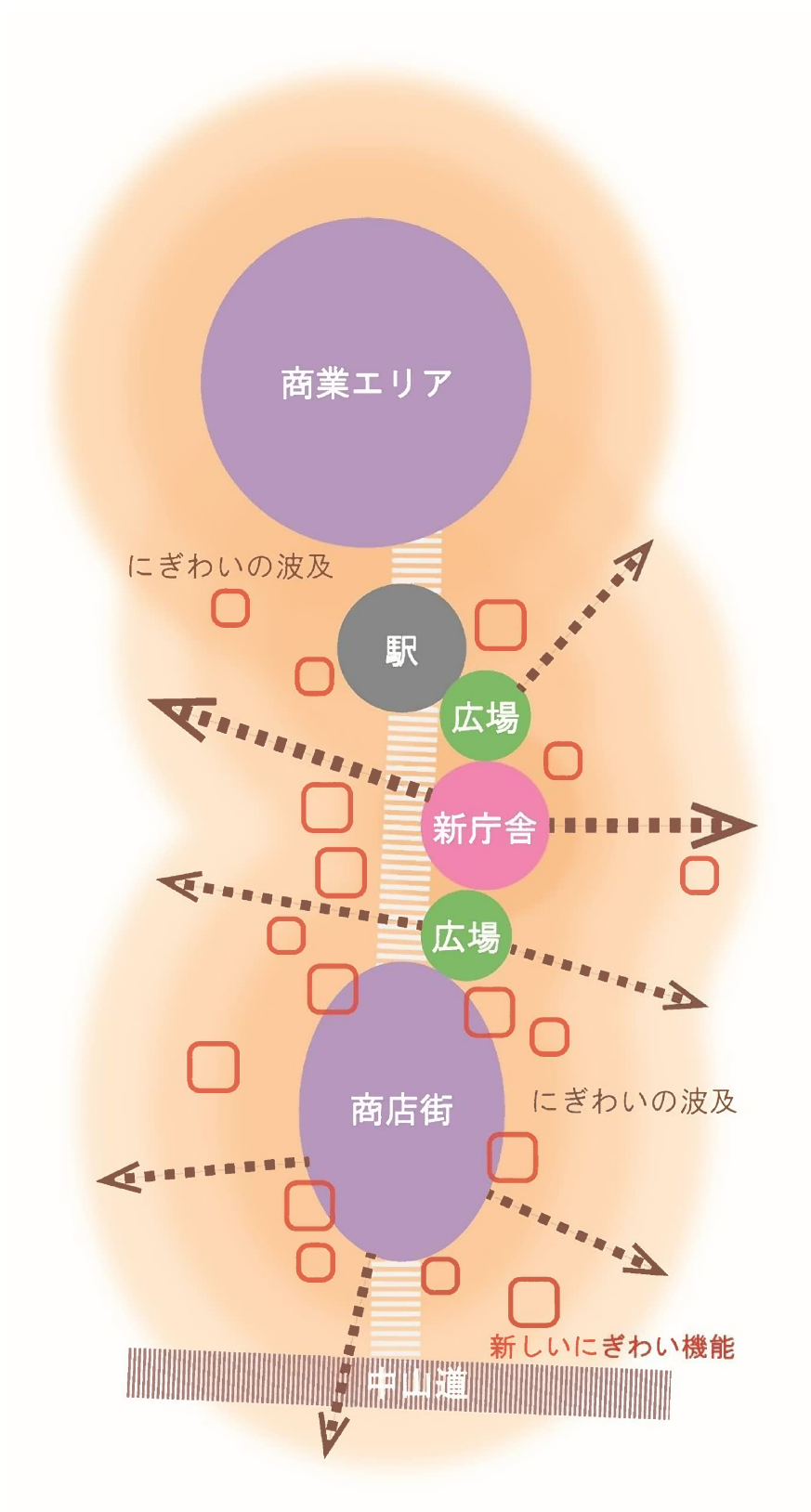
誰もが自由に利用し、長い時間滞在できる広場空間と休憩スペースの整備

● **Walkable**

安心・安全な歩行空間の整備

新庁舎が「みんなのまあるいまちづくりひろば」として位置づけられ、新庁舎をきっかけに、にぎわいが周辺に波及し、エリア全体が「現代版 太田宿」として機能することが大切です。人々がまちを歩き、様々な新しいにぎわいの機能が周辺に生まれることで、みんなが幸せを感じることでできるまちを目指します。

<現代版 太田宿におけるにぎわいの波及イメージ>



＜参考事例：市民とつながる・まちとつながる～新庁舎のソトへにぎわいが伝わる～＞

にぎわいが生まれるポイントは人が集まることと言えます。そのためには、だれにとっても快適で心地よいトコロであること、みんなが集まり、おしゃべりを楽しんだり、本を読んだり、コーヒーを味わったり、まちに暮らす人々が「心のよりどころとして集う場所」になることが大切です。みんなが集う場所であるためのまちづくりの仕組みを紹介します。

□建物と道がカフェやテラスなどでつながり、人が集い、まちのにぎわいが生まれます

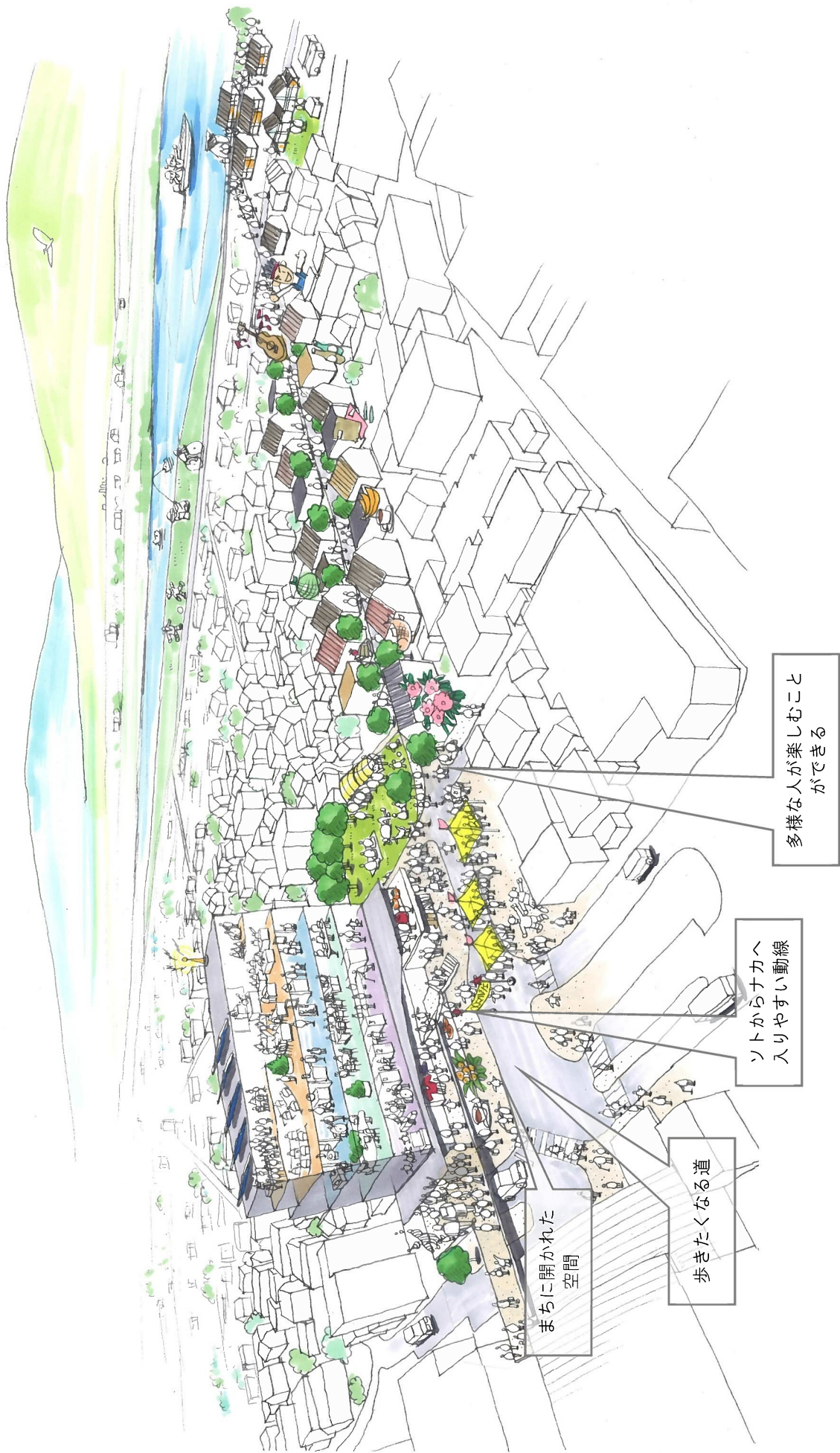


□都市空間の芝生広場は、みんなが思い思いに自分の時間を楽しむことができる憩いの空間になり、まちのにぎわいと潤いを与えます



出典：国土交通省 都市の多様性とイノベーションの創出に関する懇談会中間とりまとめ

〈新庁舎からはじまる新しいまちづくりのイメージ〉



まちに開かれた
空間

歩きたくなる道

ソトからナカへ
入りやすい動線

多様な人が楽しむこと
ができる